

詐欺犯人は被害者に 嘘の理由を答えるよう 指示しています！！ (第三十弾)

詐欺のハガキなどが届き、記載された電話番号に電話をするとこのように指示をされます…

未納料金があり、このままでは裁判になります。

裁判を取り下げるには、30万円の支払いが必要です。

電話は切らずにこのままコンビニに行き、電子マネーを買ってください。

コンビニの店員に用途を尋ねられたら

ネット通販の支払い

と答えてください。



手持ちの現金がなく、銀行に下ろしに行くと伝えた場合は、このように指示をされます…



銀行職員に、下ろしたお金は何に使うのかと尋ねられたら

自宅のリフォーム代の支払い

などと答えてください。

裏面に続きます。

共通しているのは

嘘の理由を答えるように **指示をされている**

ということです。

正当な支払いであれば、店員さんに嘘をつく必要はないですよ。

また、

**「電子マネーを購入して、
番号を教えて」**

**「この電話のことは
絶対に誰にも言わないで」**

などの言葉が出たら詐欺の可能性が非常に高いです。

その場で返事をせず、必ず電話を切ってください。

中には、息子や孫を語って電話をかけてくる犯人もいます。

また、電話番号が変わったと言って、犯人が電話番号を伝えてくることがありますが、絶対に電話をかけないで下さい。

あなたがもともと知っている電話番号や家の固定電話に連絡をして、本人やその家族に確認をして下さい。

犯人は様々な方法でだまそうとしてきます。

判断に迷った時は、警察にご相談ください！

智頭警察署 0858-75-0110
警察総合相談電話 #9110